

# 山梨中央ロータリークラブ

Rotary International District 2620  
Yamanashi Chuo Rotary Club  
2014-2015

会長	原田 哲	副会長	樋貝 浩久
幹事	田中 雅貴	副幹事	田中 雅承
会計	田中 雅承	会報	竹野 満

事務所

〒409-3812 山梨県中央市乙黒 158-2  
(山梨ビジネスパーク (株) カルク内)

TEL 055-273-5344 URL <http://yamachuo-rc.net/>  
FAX 055-273-8010 E-mail [rotary@yamachuo-rc.net](mailto:rotary@yamachuo-rc.net)



ロータリーに  
輝きを

2014~2015 RI 会長  
ゲイリー C.K.ホアン

第 2620 地区 ガバナー  
岡本 一八

【例会日】  
毎週金曜日 12:30~13:30

【例会場】  
(株) カルク (055-273-5344)

Weekly Report

2015年 2月 13日 第1662回例会

## 本日のプログラム

### ガバナー補佐クラブ訪問 (3)

#### 会長挨拶

#### 「所得税の確定申告時期を迎えて」

会長 原田 哲

今回は、所得税の確定申告について前回とは違う視点で説明します。言うまでもなく所得税の課税期間（事業所得の場合は、「事業年度」に当たります。）は、1月1日から12月31日までの期間です。その課税期間の所得金額と税額を翌年の3月15日までに申告するのが確定申告です。

この確定申告は、その課税期間に係る最初の申告を言います。その後、計算誤り等があって所得金額や税額を増額変更するための申告は「修正申告」と言います。修正申告増額変更する場合にだけできる申告で、減額変更することはできません。一旦確定した税額等を減額変更する場合には、「更正の請求」を提出して行政庁から減額の更正処分をしてもらわなければなりません。

ただし、3月15日の申告期限までに、既に提出した申告の訂正をする申告を提出した場合は、「訂正申告（期限内申告）」として確定申告と同様に扱われます。この、確定申告と同様

に扱われるという意味は、減額の訂正もできるということです。

所得金額や税額を計算するにあたって、いろいろな控除がありますが、所得税法に定める社会保険料控除や生命保険料控除などは確定申告の際には記載を忘れてもその後の私有制申告や後世において控除することが認められます。しかし、租税特別措置法などで設けられている優遇措置などの適用を受ける場合は、確定申告書にその優遇措置を受ける旨の記載と計算明細・証明する書類を添付しないと適用されない場合が多くあります。例えば、①居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除、①収用があった場合の5,000万円の特別控除等があります。

逆に、給与所得者で、1か所からしか給与を受けておらず年間の給与の総額が2,000万円以下の場合、源泉徴収で納税は完結していますので、確定申告をする必要はありません。しかし、2か所以上から給与を受けている場合、給与のほかに年金も併せて受給している場合は、それぞれの支払者から原所得税の徴収を受けているため、納めすぎている場合があります。確定申告で清算をしないと損をする場合があります。同様に年途中で退職した場合にも、源泉徴収税額は1年間勤務を続けた場合を想定して計算されているため、納めすぎとなっている場合が

